

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月28日

【会社名】 N Cホールディングス株式会社

【英訳名】 NC Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梶原浩規

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地3

【電話番号】 03 6625 0001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 村田秀和

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番地3

【電話番号】 03 6625 0001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 村田秀和

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 133,116,264円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年6月27日付で提出した有価証券届出書について、2022年6月28日付で有価証券報告書（第6期（自2021年4月1日至2022年3月31日））及び臨時報告書を提出したことに伴い、「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部を訂正すべき事項が生じたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 追完情報

#### 第1 事業等のリスクについて

#### 第2 臨時報告書の提出

#### 第3 最近の業績の概要

#### 第4 自己株式の取得状況

### 第四部 組込情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第三部 【追完情報】

(訂正前)

### 第1 【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第5期、提出日2021年6月28日）及び四半期報告書（第6期第3四半期、提出日2022年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2022年6月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2022年6月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第2 【臨時報告書の提出】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第5期、提出日2021年6月28日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2022年6月27日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2021年9月16日提出の臨時報告書)

(省 略)

### 第3 【最近の業績の概要】

(省 略)

### 第4 【自己株式の取得状況】

(省 略)

(訂正後)

## 第1〔事業等のリスクについて〕

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第6期、提出日2022年6月28日）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月28日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第2〔臨時報告書の提出〕

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第6期、提出日2022年6月28日）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2022年6月28日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2022年6月28日提出の臨時報告書)

### 1 提出理由

当社は、2022年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

#### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月27日

#### (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	35,091	72	0	(注1)	可決 99.79
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く) 7名選任の件				(注2)	
梶原浩規	33,611	84	1,468		可決 95.58
吉川博志	33,611	84	1,468		可決 95.58
村田秀和	33,640	55	1,468		可決 95.66
橋本泰	33,601	94	1,468		可決 95.55
藤枝政雄	33,605	90	1,468		可決 95.56
木下(牧野)安与	35,074	89	0		可決 99.74
小松弘明	35,069	94	0		可決 99.73
第3号議案 監査等委員である取締 役4名選任の件				(注2)	
北川健太郎	33,633	54	1,470		可決 95.66
片山卓朗	33,630	57	1,470		可決 95.65
高橋浩司	33,553	134	1,470		可決 95.43
松木謙一郎	33,638	49	1,470		可決 95.67

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

「第3【最近の業績の概要】」の全文削除

「第4【自己株式の取得状況】」の全文削除

## 第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第5期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第6期第3四半期)	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	2022年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第6期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月28日 関東財務局長に提出
---------	---------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月27日

N Cホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 俣 野 広 行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 田 裕

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているN Cホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N Cホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

日本コンベヤ株式会社の工事契約に係る収益認識における工事原価総額の見積りの合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>N Cホールディングス株式会社の連結子会社である日本コンベヤ株式会社は、コンベヤ関連セグメント及び立体駐車場関連セグメントにおいて、コンベヤ設備及び立体駐車場装置設備の製作、据付及び施工を行っており、顧客との間で工事契約を締結している。注記事項「（重要な会計上の見積り）工事契約に係る収益認識」に記載されているとおり、当該工事契約に係る収益のうち、当連結会計年度に履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益認識したものは4,199,164千円であり、連結売上高の31.3%を占めている。</p> <p>注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4 会計方針に関する事項（7）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、代替的な取り扱いを除き、一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識するが、その進捗度は、発生した原価の累計額が工事原価総額に占める割合として算定されている。</p> <p>工事契約は、工事案件ごとに設計や作業工程が異なり、また、工事着手後の状況の変化により作業内容が変更されるケースがある。このため、以下の点に関する経営者による判断が連結会計年度末における工事原価総額の見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事契約の履行に必要な全ての作業内容が特定され、その見積原価が実行予算に含まれているか否かの判断</li> <li>・工事着手後の状況の変化による作業内容の変更が、適時・適切に実行予算に反映されているか否かの判断</li> </ul> <p>以上から、当監査法人は、日本コンベヤ株式会社の工事契約に係る当該収益認識における工事原価総額の見積りの合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、日本コンベヤ株式会社の履行義務の進捗度に基づき収益を認識する工事契約における工事原価総額の見積りの合理性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>工事原価総額の見積りの基礎となる工事实行予算の策定プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業内容ごとの工数の積算方法、使用する情報・データ、不確定要素がある場合のリスクの反映等、実行予算の作成方法を社内で遵守させる統制</li> <li>・工事着手後の状況の変化を、適時・適切に実行予算に反映するための統制</li> </ul> <p>(2) 工事原価総額の見積りの合理性の評価</p> <p>新規案件に係る工事原価総額の見積りの合理性を検討するため、工事契約の契約条件、工事内容、見積りの前提等に関する理解に基づき、工事原価総額の見積りの不確実性が相対的に高い工事案件を識別した。識別した工事案件について、工事原価総額の見積りの基礎となる工事契約ごとの実行予算の作成に当たって採用された主要な仮定の適切性を評価するため、その根拠について原価管理責任者に対して質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書及び仕様書と実行予算の原価明細との比較により、顧客と合意した作業内容が原価明細に含まれていることを確かめた。</li> <li>・実行予算に含まれる作業内容ごとの見積原価について、その根拠となった原価積算資料と照合するとともに、過去の同種の作業における実績原価と比較した。</li> </ul> <p>工事原価総額の見積りの精度を評価するため、当連結会計年度に完成した工事に関する原価発生実績総額と当初の実行予算を比較し、その差異内容について検討した。</p> <p>工事原価総額の見積りの変更の網羅性を検討するため、経営会議資料を閲覧し、各工事の着手後の状況の変化から見積りの不確実性が相対的に高い案件を識別した。識別した工事案件の実行予算の見直しの要否に関する判断について、原価管理責任者に対して質問するとともに、当初の実行予算と原価の発生実績を比較し、回答内容との整合性を確かめた。</p> <p>進行中の工事案件について、工期の経過日数に対する工事進捗度と、過去の工事における標準的な当該進捗度を比較し、進捗度に大きな乖離が認められる工事案件について、その要因を検討するとともに、工事現場を視察し、工事の進捗状況を確認した。</p>

関連当事者からの自己株式の取得取引の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「関連当事者情報」に記載されているとおり、N Cホールディングス株式会社は、2021年10月26日付で、自己株式の公開買付けにより、関連当事者（その他の関係会社）より自己株式1,904,877千円を取得している。</p> <p>関連当事者からの自己株式の取得取引は、買付け価格を含む取引条件が合理的に決定されない場合に、適切でない会計処理が行われる潜在的なリスクがある。自己株式の買付け価格は、N Cホールディングス株式会社の普通株式の市場価格とする方法（市場株価法）及び将来キャッシュ・フローの割引現在価値を算定する方法（DCF法）に基づいて外部専門家が算定した結果を考慮している。DCF法の計算の基礎となる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成した事業計画を基礎としている。そして、当該事業計画に含まれる今後のコンベヤ関連及び立体駐車装置関連の売上高の増加は不確実性を伴い、これらの経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>また、割引現在価値の測定に用いる割引率の見積りに関して、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、当該関連当事者からの自己株式の取得取引の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、関連当事者からの自己株式の取得取引の合理性を検討するため、経営者及び経営企画担当取締役等に質問するとともに、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価          関連当事者取引の実行に際して、取引の合理性の検討に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の検討          ・取引の背景及び取引条件の検討過程を理解するため、取締役会議事録、公開買付け応募契約書及び会社が設置した資本政策検討委員会による答申書等を閲覧した。          ・株式価値算定に用いられた事業計画の合理性について、当該計画に含まれる売上高の増加の仮定について、将来の受注見込案件の明細を入手するとともに、過年度における受注実績率等に照らし、その適切性を評価した。          ・割引現在価値の測定に用いる割引率等について、当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用し、評価手法及びインプットデータの適切性を評価した。          ・取得の事実を確認するため、証券会社からの取引明細書及び出金証憑を閲覧した。</p>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、N Cホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、N Cホールディングス株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

N Cホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俣	野	広	行
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久	保	田	裕
--------------------	-------	---	---	---	---

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているN Cホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N Cホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### （関連当事者からの自己株式の取得取引の合理性）

個別財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「関連当事者からの自己株式の取得取引の合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「関連当事者からの自己株式の取得取引の合理性」と実質的に同一の内容である。このため、個別財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。